

# 株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規程

## 第1章 総則

### (要旨)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社香川県建築住宅センター（以下「当機関」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査及び完了検査に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。<sup>(ち)</sup>

### (確認検査の業務の基本方針)<sup>(ち)</sup>

第2条 当機関は、法及びこれに基づく命令並びに条例によるほか、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、この規程により、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。<sup>(ほ)(ち)</sup>

### (確認検査の業務を行う時間及び休日)<sup>(ち)</sup>

第3条 確認検査の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。<sup>(ち)</sup>

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月30日から翌年の1月4日まで（前号に掲げる日を除く。）<sup>(ほ)</sup>
- (4) 8月13日から8月16日まで

3 前各項の規定は、緊急を要する場合又は事前に当機関と建築主との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。<sup>(ち)</sup>

### (事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 確認検査の業務を行う事務所の所在地は、香川県高松市松島町1丁目13番14号九十九ビル2階とし、その業務区域は、香川県全域とする。<sup>(い)(ろ)(は)(ち)</sup>

### (指定の区分)

第5条 確認検査の業務の指定区分は、法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関等に関する省令」という。）第15条第1項第1号、第2号、第9号及び第10号の区分に基づく建築物並びに建築設備とする。<sup>(ほ)(ち)(り)</sup>

### (業務の範囲)

第6条 確認検査の業務を行う範囲は、次の各号に掲げる建築確認、中間検査及び完了検査とする。<sup>(ち)</sup>

- (1) 法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第136条の2の11第1号に係る認定に限る。）を受けた型式に適合する建築物の部分有する建築物で、このうち法第6条の2第3項の規定による構造計算適合性判定を要するもの（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第1条の3第1項第1号ロ（2）の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分についてはこの限りでない。）を除いた建築物<sup>(に)(り)</sup>
- (2) 前号に掲げる建築物に設ける政令第146条第1項1号に掲げるエレベーター（エレベータ

一にあつては、法第 68 条の 11 第 1 項による型式部材等製造者認証を受けたものに限る。) (に)  
(ほ) (り)

(3) 削除 (に) (ほ)

2 前項の規定に関わらず、当機関は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主である建築物、第 3 号から第 7 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種（（指定確認検査機関指定準則（平成 11 年 4 月 28 日付建設省住指発第 201 号建設省住宅局長通達。以下「準則」という。）第 1 第 11 号に規定する制限業種をいう。以下同じ。）に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。(ち) (り)

(1) 機関の代表者又は担当役員（政令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号に規定する役員をいう。以下同じ。）(ち) (り)

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）(ち) (り)

(3) 第 1 号に掲げる者の親族（準則第 1 第 7 号に規定する親族をいう。以下同じ。）(ち) (り)

(4) 第 3 号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去 2 年間に所属していた企業、団体等を含む。）(り)

(5) 第 1 号又は第 3 号に掲げる者が総株主（株式総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等(り)

(6) 当機関又は当機関の親会社等（法第 77 条の 19 第 10 号に規定する親会社をいう。）が特定支配関係（政令第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 3 号に該当する関係を除く。）を有する者(り)

(7) 当機関の役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去 2 年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）(り)

3 前項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。(ち) (り)

4 確認の業務の範囲については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。(り)

## 第 2 章 確認業務の実施方法

### （確認の申請）

第 7 条 建築主は、次の各号に掲げる図書（以下「確認申請関係図書」という。）を当機関に提出して確認の申請を行うものとする。確認申請関係図書の提出部数は、第 1 号の申請書に第 2 号から第 4 号に掲げる図書を添えたものの正本及び副本各 1 部並びに第 5 号から第 7 号に掲げる図書 1 部とする。

(1) 確認申請書（規則第二号様式）(ほ)

(2) 規則第 3 条の 3 に規定する図書のうち申請に係る計画の確認に要するもの(ほ)

(3) 法又は法に基づく条例等による許可通知書又は認定通知書等の写し（該当する場合に限る。）(ほ)

(4) 法又は法に基づく条例等により特定行政庁が規則で定めたもの（該当する場合に限る。）(ほ)

(5) 建築計画概要書（規則第三号様式）(ほ)

(6) 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類

(7) 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあつては、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し

### （確認の申請の引受け及び契約）

第 8 条 当機関は、前条に規定する申請があつたときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。(ち)

- (1) 申請のあった建築物が、第4条に規定する業務区域内で、かつ第5条及び第6条に規定する確認検査対象建築物であること。
  - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
  - (5) 申請に係る計画が法第6条第3項の規定に該当するものでないこと。<sup>(13)</sup>
  - (6) 第6条第2項の規定に該当するものでないこと。<sup>(14)</sup>
- 2 前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請図書を建築主に返還する。
- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、当機関は、建築主に確認引受証（別記第1号様式）を交付する。この場合、建築主と当機関は別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとみなし規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。<sup>(15)</sup>
- 4 当機関は、前3項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。<sup>(16)</sup>

#### （業務約款に盛り込むべき事項）<sup>(17)</sup>

第9条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。<sup>(18)</sup>

- (1) 建築主は、当機関の請求があるときは、当機関の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定<sup>(19)</sup>
- (2) 建築主は、申請に係る計画に関し当機関がなした建築基準関係法令への不適合の指摘に対し、速やかに当該部分の確認申請関係図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定<sup>(20)</sup>
- (3) 確認済証の交付前までに建築主の都合により申請に係る計画を変更する場合は、建築主は、速やかに当機関に変更部分の確認申請関係図書を提出しなければならない旨の規定。かつ、その計画変更が大規模な場合にあっては、建築主は、当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて確認を申請しなければならない旨の規定<sup>(21)</sup>
- (4) 当機関は、当機関の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定<sup>(22)</sup>

#### （確認の実施）

第10条 当機関は、第8条第1項により確認の申請を引き受けたときは、速やかに当該申請に係る建築物及びその敷地（以下「建築物等」という。）の計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。<sup>(23)</sup>

2 確認検査員等（準則第1第4号に規定する確認検査員等をいう。

以下同じ。）は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。<sup>(24)</sup><sup>(25)</sup>

- (1) 当該確認検査員等<sup>(26)</sup>
- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）<sup>(27)</sup><sup>(28)</sup>
- (3) 当該確認検査員等の親族<sup>(29)</sup><sup>(30)</sup>
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）<sup>(31)</sup>
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している

企業、団体等<sup>(り)</sup>

- 3 確認検査員は、指針第一及び当機関が作成した確認検査の業務に関する確認検査業務実施取扱要領（以下「業務実施取扱要領」という。）に基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。<sup>(ほ) (ち)</sup>
- 4 確認検査の業務に従事する確認検査員以外の者（以下「確認検査補助員」という。）は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。<sup>(ほ) (ち)</sup>

#### （消防長等の同意等）

- 第11条 当機関は、法第93条第1項の規定に基づき、建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長等の同意を求める場合には、別記第2号様式に確認申請関係図書を添えて行う。<sup>(ほ)</sup>
- 2 当機関は、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認済証の交付後、別記第3号様式により行う。<sup>(ほ)</sup>

#### （保健所への通知）

第12条 当機関は、法第93条第5項の規定に基づき、別記第4号様式により建設予定地を所管する保健所長に通知を行う。<sup>(ほ)</sup>

#### （確認済証の交付）

- 第13条 当機関は、第10条第1項の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証（規則第十五号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては適合しない旨の通知書（規則第十五号の二様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうかを決定できない旨の通知書（規則第十五号の三様式）を、建築主に対してそれぞれ交付する。<sup>(ほ) (り)</sup>
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。<sup>(ほ)</sup>

#### （特定行政庁への報告）

第14条 当機関は、法6条の2第1項の確認済証又は同条9項の通知書の交付の日から7日以内に、申請地を所管する特定行政庁に確認審査報告書（規則第十六号様式）に規則第3条の5第3項に掲げる書類を添えて報告する。<sup>(ほ)</sup>

#### （確認を受けた計画の変更の申請）

- 第15条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、当機関に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認審査の方法は、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第7条第1号中「規則第二号様式」とあるのは、「規則第四号様式」と、第8条第3項中「別記第1号様式」とあるのは、「別記第5号様式」と読み替えるものとする。<sup>(ほ)</sup>
- 2 前項の計画の変更の確認申請関係書類においては、変更に係る部分についてその部分が明示されるよう措置するものとし、当該計画の変更に係る直前の確認を受けた計画から変更した部分の図書を添えて提出するものとする。
  - 3 当該計画の変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合は、前項に掲げる図書と当該確認に要した図書を添えて提出するものとする。

#### （工事監理者及び工事施工者の変更）

第16条 建築主は、当機関から確認済証の交付を受けた後に、当該確認申請関係図書に記載された工事監理者に変更が生じた場合又は工事監理者を選定した場合は、工事監理者報告書（別記第6号様式）並びに工事施工者に変更が生じた場合及び工事施工者を選定した場合は、工事施工者報告書（別記第7号様式）により直ちに当機関に提出するものとする。<sup>(ほ)</sup>

- 2 当機関は、前項の工事監理者報告書及び工事施工者報告書が提出された場合は、その旨を特定行政庁に報告するものとする。

#### (申請の取り下げ)

第17条 確認済証の交付前に、当該申請を取り下げる場合は、申請取下届出書(別記第8号様式)を当機関に提出する。(ほ)

- 2 当機関は、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。(ほ)

#### (確認の記録)

第18条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。(ほ)(ち)

### 第3章 中間検査の業務の実施方法

#### (中間検査の申請)

第19条 建築主は、検査の対象となる工事の終了予定日の7日前までに、次の各号に掲げる図書(以下「中間検査申請関係図書」という。)を当機関に提出して中間検査の申請を行うものとする。中間検査申請関係図書の提出部数は、1部とする。(ほ)

- (1) 中間検査申請書(規則第二十六号様式)(ほ)
  - (2) 規則第4条の11の2に規定する図書(ほ)
  - (3) 当該申請の建築物等の計画に係る確認(確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては直前の確認。次項及び第28条において同じ。)に要した図書(ち)
  - (4) (削除)(ほ)
- 2 当該申請の建築物等の計画に係る確認を行った者が当機関である場合においては、前項第3号に規定する図書の提出を要しない。
  - 3 (削除)(ほ)

#### (中間検査申請の引受け及び契約)

第20条 当機関は、前条第1項に規定する中間検査の申請があったときは、次の事項について審査して検査の対象となる工事が終了した日から4日が経過するまでにこれを引き受け、中間検査予定の日時を調整するものとする。(ほ)

- (1) 申請のあった建築物等が、第4条に規定する業務区域内であり、かつ第5条及び第6条に規定する確認検査対象建築物であること。
  - (2) 工事監理者が当該申請に係る建築物の工事監理に関し建築士法の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 中間検査申請関係図書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと。(ほ)
  - (5) 第6条第2項の規定に該当するものでないこと。(ち)
- 2 前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地がないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返却する。(ほ)(り)
  - 3 第1項により当機関が申請を引き受けた場合には、当機関は、建築主に中間検査引受証(規則第二十九号様式)を交付する。この場合、建築主と当機関は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。
  - 4 当機関は、前3項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。(ち)

### (業務約款に盛り込むべき事項) (ほ)

第21条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。(ほ)

- (1) 建築主は、当機関が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定(ほ)
- (2) 建築主は、当機関の請求があるときは、当機関の中間検査業務遂行に必要な範囲において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定(ほ)

### (建築主事への通知)

第22条 当機関は、第20条第3項の規定に基づき中間検査引受証を交付したときは、当該引受証を交付した日から7日以内で、かつ、当該検査の引き受けに係る工事が完了した日から4日が経過する日までに当該建築物等の建築予定地を所管する建築主事に中間検査引受通知書(規則第三十号様式)により通知する。(ほ)

### (中間検査の実施)

第23条 当機関は、検査の対象となる工事が終了した日又は中間検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から4日以内の予め定めた中間検査予定日(当機関又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に当該申請に係る工事中の建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。(ほ)

- 2 確認検査員等は、第10条第2項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。(ち)
- 3 確認検査員は、指針第四の規定及び当機関の業務実施取扱要領に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。(ほ)(ち)
- 4 確認検査補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。(ほ)(ち)

### (中間検査の結果)

第24条 当機関は、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、検査終了後速やかに中間検査合格証(規則第三十一号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは中間検査合格証を交付できない旨の通知書(規則第三十号の二様式)を建築主に対してそれぞれ交付する。(ほ)(り)

- 2 前項の交付は、第19条第1項第2号に規定する図書うち、図書の提出を求めた当該建築物の計画に係る確認に要した図書を添えて行う。  
ただし、第19条第2項の規定に基づき同号の図書の提出を要しない場合にあっては、当該図書の添付を要しない。(ほ)

### (特定行政庁への報告)

第25条 当機関は、前条第1項による中間検査合格証の交付の日又は規則第4条の12の2第1項の規定による通知をした日から7日以内に申請地を所管する特定行政庁に検査の結果を中間検査報告書(規則第三十二号様式)及び規則第4条の14第3項の書類を添えて報告する。(ほ)

### (中間検査の申請の取り下げ) (ほ)

第26条 建築主は、建築主の都合により、中間検査の受検前までに中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した申請取下げ届出書(別記第8号様式)を当機関に提出する。(ほ)

- 2 当機関は、前項の申請があったときは、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。(ほ)

#### (中間検査の記録) <sup>(13)</sup>

第 27 条 確認検査員は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。 <sup>(13)</sup>

### 第 4 章 完了検査の業務の実施方法

#### (完了検査の申請)

第 28 条 建築主は、工事の完了予定日の 7 日前までに、次の各号に掲

げる図書（以下「完了検査申請関係図書」という。）を当機関に提出し

て完了検査の申請を行うものとする。完了検査申請関係図書の提出部数は、1 部とする。 <sup>(13)</sup>

(1) 完了検査申請書（規則第十九号様式）

(2) 規則 4 条の 4 の 2 に規定する図書 <sup>(13)</sup>

(3) 当該申請の建築物等の計画に係る直前の確認に要した図書

(4) 当該申請の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

2 当該申請の建築物等の計画に係る確認を行った者が当機関である場合は、前項第 3 号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該申請の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当機関である場合は、第 1 項第 4 号に規定する図書の提出を要しない。

#### (完了検査申請の引き受け及び契約)

第 29 条 当機関は、前条第 1 項に規定する完了検査の申請があったときは、次の事項について審査して、工事が完了した日から 4 日が経過する日までにこれを引き受ける。 <sup>(13)</sup>

(1) 申請のあった建築物等が第 4 条に規定する業務区域内であり、かつ第 5 条及び第 6 条に規定する確認検査対象建築物であること。

(2) 工事監理者が当該申請に係る建築物の工事監理に関し建築士法の規定に違反していないこと。

(3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 完了検査申請関係図書と確認済証の交付を受けた図書の記載事項内容に相違がないこと。 <sup>(13)</sup>

(5) 第 6 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。 <sup>(13)</sup>

2 前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地がないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主に返却する。 <sup>(13)</sup>

3 第 1 項により当機関が申請を引き受けた場合には、当機関は、建築主に完了検査引受証（規則第二十二号様式）を交付する。この場合、建築主と当機関は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。

4 当機関は、前 3 項の規定に関わらず、確認、中間検査又は完了検査の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。 <sup>(13)</sup>

#### (業務約款に盛り込むべき事項) <sup>(13)</sup>

第 30 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。 <sup>(13)</sup>

(1) 建築主は、当機関が完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定 <sup>(13)</sup>

(2) 建築主は、当機関の請求があるときは、当機関の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定 <sup>(13)</sup>

#### (建築主事への通知)

第 31 条 当機関は、第 29 条第 3 項の規定に基づき完了検査引受証を交付したときは、当該引受証を交付した日から 7 日以内で、かつ、当該検査の引き受けに係る工事が完了した日から 4 日が経過する日までに当該建築物の申請地を所管する建築主事に完了検査引受通知書（規則第二十三号様式）により通知する。<sup>(13)</sup>

#### (完了検査の実施)

第 32 条 当機関は、工事が完了した日又は完了検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から 7 日以内の予め定めた完了検査予定日（当機関又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。<sup>(13)</sup>

- 2 確認検査員等は、第 10 条第 2 項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わないものとする。<sup>(14)</sup>
- 3 確認検査員は、指針第三の規定及び当機関の業務実施取扱要領に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。<sup>(13) (14)</sup>
- 4 確認検査補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。<sup>(14)</sup>

#### (完了検査の結果)

第 33 条 当機関は、前条の検査の結果、当該申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、検査終了後速やかに検査済証（規則第二十四号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは検査済証を交付できない旨の通知書（規則第二十三号の二様式）を建築主に対してそれぞれ交付する。<sup>(13) (14)</sup>

- 2 前項の交付は、第 28 条第 1 項第 2 号に規定する図書のうち、図書の提出を求めた当該建築物の計画に係る確認に要した図書を添えて行う。ただし、第 28 条第 2 項の規定に基づき同号の図書の提出を要しない場合にあっては、当該図書の添付を要しない。

#### (特定行政庁への報告)

第 34 条 当機関は、前条第 1 項による検査済証の交付の日又は規則第 4 条の 5 の 2 第 1 項の規定による通知した日から 7 日以内に申請地を所管する特定行政庁に、検査の結果を完了検査結果報告書（規則第二十五号様式）に規則第 4 条の 7 第 3 項の書類を添えて報告する。<sup>(13)</sup>

#### (完了検査の申請の取り下げ)<sup>(13)</sup>

第 35 条 建築主は、建築主の都合により、完了検査の受検前までに完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した申請取下げ届出書（別記第 8 号様式）を当機関に提出する。<sup>(13)</sup>

- 2 当機関は、前項の申請があったときは、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。<sup>(13)</sup>

#### (完了検査の記録)<sup>(13)</sup>

第 36 条 確認検査員は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。<sup>(13)</sup>

### 第 5 章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制<sup>(13) (14)</sup>

## 第1節 方針・運営及び権限と責任 <sup>(ほ)</sup>

### (確認検査の業務実施の方針) <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

第37条 当機関の代表取締役（以下「社長」という。）は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施指針」という。）として定め、職員に周知する。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

### (確認検査業務管理体制の運営、責任と権限) <sup>(ほ)</sup>

第38条 社長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規程（以下「確認検査業務管理規程」という。）を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

2 確認検査業務管理規程には、次の各号について、その実施に必要な事項を定める。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

(1) 確認検査業務管理体制の見直し <sup>(ほ)</sup>

(2) 苦情等事務処理 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

(3) 内部監査 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

(4) 不適格案件（建築基準関係規程に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第6条の2第11項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）管理 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

(5) 再発防止措置 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

(6) 秘密の保持 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

3 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は社長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

4 社長は、当機関が行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。 <sup>(ち)</sup>

### (確認検査業務管理体制等の見直し)

第39条 社長は、当機関の確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当でかつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、当機関及び当機関の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。 <sup>(ほ)</sup>

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

### (確認検査の業務の組織体制) <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

第40条 社長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

2 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を含む法人に所属してはならない。 <sup>(ち)</sup>

3 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

4 当機関の職員以外のもを確認検査の業務に従事させてはならない。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前三項を満たして業務を行うことを確実にするための業務体制を構築するもとする。 <sup>(ほ)</sup> <sup>(ち)</sup>

### (確認検査の業務の方法) <sup>(ち)</sup>

第 40 条の 2 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、社長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施取扱要領（以下「業務実施取扱要領」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。<sup>(ち)</sup>

2 業務実施取扱要領には、建築基準関係規程への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。<sup>(ち)</sup>

3 社長は、業務実施取扱要領を最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるように徹底する。<sup>(ち)</sup>

#### （建築基準関係規程の改正等に伴う措置）<sup>(ち)</sup>

第 40 条の 3 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規程の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底する。<sup>(ち)</sup>

#### （判断するための根拠資料及び対応方法）<sup>(ち)</sup>

第 40 条の 4 確認検査員は、建築基準関係規程の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。<sup>(ち)</sup>

(1) 前条の文書<sup>(ち)</sup>

(2) 建築基準関係規程の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料<sup>(ち)</sup>

(3) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料<sup>(ち)</sup>

2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規程の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。<sup>(ち)</sup>

(1) 建築基準関係規程の解釈等についての法第 77 条の 32 第 1 項の特定行政庁への照会<sup>(ち)</sup>

(2) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会<sup>(ち)</sup>

## 第 2 節 要員及びサービス<sup>(ほ)</sup>

### （確認検査員の選任等）

第 41 条 社長は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去 2 年間に所属していたものを含む。以下同じ。）を含む。以下同じ）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を 7 名以上選任し、うち 7 名以上を専任とする。<sup>(ほ) (ち) (り)</sup>

2 前項の確認検査員及び確認検査補助員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、指定機関等に関する省令第 16 条及び準則第 2 の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行うこととする。<sup>(ほ) (ち)</sup>

### （確認検査員の解任）

第 42 条 社長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。<sup>(ほ)</sup>

(1) 法第 77 条の 24 第 4 項の規定による国土交通大臣又は香川県知事の解任命令があったとき。<sup>(ほ)</sup>

(2) 法第 77 条の 62 の規定による国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。<sup>(ほ) (ち)</sup>

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(4) 前条第 1 項に規定する業を兼業するに至ったとき。

(5) 前各号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。

### （確認検査の業務の実施体制）<sup>(ち)</sup>

第 43 条 社長は、確認検査員等を、第 41 条第 1 項の確認検査員を含めて 16 名以上配置する。<sup>(ほ)</sup>

(ち)

- 2 社長は、確認検査員が病気等により業務を行うことが困難となった場合、確認、中間検査及び完了検査の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずることとする。(ほ)(ち)

#### (確認検査員等の職責等)

第44条 確認検査員等は、その職責の執行にあたって厳正に、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。(ほ)

- 2 確認検査員等は、当該確認検査員の親族若しくは関係企業等が設計、工事監理、施工等を行う建築物等の確認検査の業務を行ってはならない。(ち)
- 3 確認検査員等が、建築物等若しくは建築工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明証を携帯しなければならない。
- 4 前項の身分証明証の様式は、別記第9号様式による。

### 第6章 確認検査手数料等

#### (確認検査手数料の設定) (ほ)

第45条 当機関は、確認検査の業務の実施に係る手数料は、確認検査手数料規程に定める。(ほ)(と)(ち)

- 2 確認検査手数料の減額は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価を確認申請と同時に申請を行う場合に減額することができる。(と)
- 3 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。(り)

#### (確認済証等の再交付) (へ)

第45条の2 申請者は、紛失等の理由により、当機関が交付した確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を再交付申請することができる。再交付手数料は、手数料規程に定める。(へ)

- 2 申請者は、当機関が交付した確認済証等において、当初の申請が明らかに錯誤等であることが証明できる場合は、当機関に記載等の変更を求め、再交付申請をすることができる。(へ)
- 3 当機関は、第1項及び第2項の記載変更の求めが適正であると認めたときは、申請に基づき確認済証等を再交付することができる。(へ)
- 4 前各項の規定は、すでに交付された確認済証等の建築基準関係規定に影響を及ぼす場合又は交付により紛糾が予想される場合には、再交付をしないことができる。(へ)

#### (確認検査申請手数料の納入)

第46条 申請者は、確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料（以下「確認検査申請手数料」という。）を、業務約款に定める期日までに、当機関に納入することとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は別の収納方法によることができる。(ほ)

- 2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。(ち)

#### (確認検査申請手数料の返還)

第47条 収納した確認検査申請手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、当該確認検査申請手数料を申請者に返還することができる。(ほ)

### 第7章 確認検査の業務の監視、改善方法 (ほ)(ち)

#### (苦情等の事務処理) (ほ)

- 第 48 条 当機関は、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。<sup>(ほ)(ち)</sup>
- 2 当機関は、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。<sup>(ほ)</sup>
  - 3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対して当機関がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。<sup>(ほ)</sup>
  - 4 当機関は、確認検査の業務に起因してなされる賠償請求に対応するため、損害保険会社と損害賠償保険の契約を締結するものとする。<sup>(ほ)(ち)</sup>

#### (内部監査) <sup>(ほ)</sup>

- 第 49 条 当機関は、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、内部監査規定を定め、その実施に必要な事項は、確認検査業務管理要領に定める。原則として年 1 回、内部監査を実施する。<sup>(ほ)</sup>
- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。<sup>(ほ)(ち)</sup>
    - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況<sup>(ほ)</sup>
    - (2) この規程への適合状況<sup>(ほ)</sup>
    - (3) 確認検査業務実施指針への適合状況<sup>(ほ)(ち)</sup>
    - (4) 確認検査業務管理体制の状況<sup>(ほ)</sup>
    - (5) この規程の内容の見直しの必要性<sup>(ほ)</sup>
  - 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。<sup>(ほ)(ち)</sup>

#### (不適合案件等の管理) <sup>(ほ)</sup>

- 第 50 条 当機関は、不適合案件が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。<sup>(ほ)(ち)</sup>
- 2 当機関は、確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。<sup>(ほ)</sup>
  - 3 確認検査業務管理責任者は、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。<sup>(ほ)(ち)</sup>

#### (再発防止措置) <sup>(ほ)</sup>

- 第 51 条 確認検査業務管理責任者は、不適合案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。<sup>(ほ)(ち)</sup>
- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。<sup>(ほ)(ち)</sup>
    - (1) 不適合案件の内容確認<sup>(ほ)</sup>
    - (2) 不適合案件発生の原因の特定<sup>(ほ)</sup>
    - (3) 不適合案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価<sup>(ほ)</sup>
    - (4) 必要な措置の決定及び実施<sup>(ほ)</sup>
    - (5) 実施した処置の結果の記録<sup>(ほ)</sup>
    - (6) 是正処置において実施した活動の評価<sup>(ほ)</sup>

## 第 8 章 雑則 <sup>(ほ)</sup>

### (秘密保持義務)

- 第 52 条 当機関の役員及びその職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。<sup>(ほ)(ち)</sup>

### (指定区分等の掲示)

第 53 条 当機関は、法第 77 条の 28 の規定により、指定区分、業務区域、指定番号、指定有効期間、機関の名称、代表者氏名、事務所の住所及び電話番号、取り扱う建築物等の内容及び実施する業務の態様を、その事務所において公衆に見やすいように省令別記第九号様式により掲示する。<sup>(13)</sup>

### (帳簿及び書類の保存期間)

第 54 条 帳簿及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条の 29 第 1 項に規定する帳簿（指定機関等に関する省令第 28 条第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当機関が指定機関等に関する省令第 31 条の規定による引継を完了するまで。<sup>(14)</sup>
- (2) 法第 77 条の 29 第 2 項に規定する書類（指定機関等に関する省令第 29 条第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物に係る法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から 15 年間保存する。<sup>(14) (15)</sup>

### (帳簿、書類の管理及び保存方法)

第 55 条 社長は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第 55 条の 3 及び第 55 条の 5 において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。<sup>(15)</sup>

#### 2 削除<sup>(15)</sup>

#### (図書及び書類の持出しに係る報告)<sup>(15)</sup>

第 55 条の 2 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定機関等に関する省令第 29 条第 1 項規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。<sup>(15)</sup>

#### (統括記録管理者の設置)<sup>(15)</sup>

第 55 条の 3 当機関に、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の統括責任者として、統括記録管理者 1 名を置く。<sup>(15)</sup>

#### 2 統括記録管理者は、確認検査業務管理責任者をもって充てる。<sup>(15)</sup>

#### (記録管理者の設置)<sup>(15)</sup>

第 55 条の 4 統括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。<sup>(15)</sup>

#### (記録管理者の設置)<sup>(15)</sup>

第 55 条の 5 統括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。<sup>(15)</sup>

#### 2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。<sup>(15)</sup>

- (1) 保存場所<sup>(15)</sup>
- (2) 保存期間の満了する日<sup>(15)</sup>

#### (書類の閲覧)<sup>(13)</sup>

第 56 条 当機関は、法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、事務所に必要な設備及び体制を置く。<sup>(15)</sup>

#### 2 当機関は、適切な閲覧の求めに応じるため、以下の事項を備える。<sup>(13)</sup>

- (1) 業務の実績を記載した書類<sup>(13)</sup>
- (2) 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類<sup>(13)</sup>
- (3) 確認検査の業務により生じた損害の賠償に必要な金額の担保のための保険契約の締結その他の措置の内容を記載した書類。<sup>(13) (15)</sup>

(4) その他業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの<sup>(13)</sup>

3 社長は、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、前項各号に定める事項を事務所における備付けその他適当な方法により公開する。<sup>(14)</sup>

#### (事前相談)

第57条 当機関に確認、中間検査及び完了検査を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、当機関に事前に相談することができる。<sup>(15)</sup>

#### (電子情報処理組織に係る情報の保護)<sup>(16)</sup>

第58条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定める。<sup>(16)</sup>

#### (図書が円滑に引渡しされるための措置)<sup>(16)</sup>

第59条 当機関は、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。<sup>(16)(14)</sup>

(1) 指定機関等に関する省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。<sup>(14)(17)</sup>

(2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。<sup>(14)</sup>

(3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。<sup>(14)(17)</sup>

(4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを国土交通大臣等に報告する。なお、紛失があった場合は国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主から副本の借り受け及び複写等)を講じること。<sup>(14)(17)</sup>

2 前項に定めるもののほか、当機関は、指定機関等に関する省令第31条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。<sup>(16)(14)</sup>

#### (附則)

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年7月1日から施行する。<sup>(18)</sup>

この規程は、平成15年11月25日から施行する。<sup>(19)</sup>

この規程は、平成17年4月1日から施行する。<sup>(16)</sup>

この規程は、平成19年6月20日から施行する。<sup>(20)</sup>

この規程は、平成20年5月23日から施行する。<sup>(16)</sup>

この規程は、平成22年1月1日から施行する。<sup>(21)</sup>

この規程は、平成22年1月15日から施行する。<sup>(22)</sup>

この規程は、平成25年4月1日から施行する。<sup>(14)</sup>

この規程は、平成27年6月1日から施行する。<sup>(17)</sup>

## 別記様式

この規程の各条文で定める別記様式は、以下の表に掲げるものとする。

| 関係条文    | 様式の名称               | 識別番号    |
|---------|---------------------|---------|
| 第8条第3項  | 確認申請の確認引受証          | 別記様式第1号 |
| 第11条第1項 | 消防長等の同意を求めるときの書類    | 別記様式第2号 |
| 第11条第2項 | 消防長等に対して通知を行う場合の通知書 | 別記様式第3号 |
| 第12条    | 保健所長に通知を行う場合の通知書    | 別記様式第4号 |

| 関係条文          | 様式の名称           | 識別番号     |
|---------------|-----------------|----------|
| 第15条第1項       | 計画変更確認引受証       | 別記様式第5号  |
| 第16条第1項       | 工事監理者（変更・選定）報告書 | 別記様式第6号  |
| 第16条第1項       | 工事施工者（変更・選定）報告書 | 別記様式第7号  |
| 第17条第1項       | 確認の申請の取下げ届出書    | 別記様式第8号  |
| 第26条第1項       | 中間検査の申請の取下げ届出書  | 別記様式第8号  |
| 第35条第1項       | 完了検査の申請の取下げ届出書  | 別記様式第8号  |
| 第44条第4項       | 身分証の様式          | 別記様式第9号  |
| 第45条の2第1項、第2項 | 確認済証等の再交付申請書    | 別記様式第10号 |
| 第45条の2第3項     | 確認済証等の再交付証      | 別記様式第11号 |

## 確認引受証

第 年 月 日  
平成 年 月 日

建築主

様

指定確認検査機関

株式会社香川県建築住宅センター

代表取締役

印

平成 年 月 日付けであった確認申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。引き受けにあたっては、株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規程及び同確認検査業務約款を遵守します。

### 記

1 引き受けた業務 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認

2 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所

(1) 名 称

(2) 建 築 場 所

3 手数料額 (消費税を含む) 金 額

4 業務期日 平成 年 月 日

5 特記事項

別記第2号様式（第11条第1項関係）

## 建築基準法第93条第1項の規定による消防同意依頼書

第 号  
平成 年 月 日

消防長、消防署長

様

指定確認検査機関

株式会社香川県建築住宅センター

代表取締役

印

建築基準法第6条の2第1項の規定による別添の確認申請関係図書について、建築基準法第93条第1項の規定に基づき同意を依頼します。

書類の返却方法 ( )

連絡先 株式会社香川県建築住宅センター  
〒760-0018 高松市松島町一丁目13番14号 九十九ビル2階  
TEL(087-832-5270) (FAX 087-832-5271)  
担当者氏名 ( )

## 建築基準法第93条第4項の規定による通知書

第 号  
平成 年 月 日

消防長、消防署長

様

指定確認検査機関  
株式会社香川県建築住宅センター  
代表取締役 印

建築基準法第6条の2第1項の規定により、下記建築計画の確認申請を引き受けたので、建築基準法第93条第4項の規定に基づき通知します。

### 記

1 建築主氏名

2 建築場所

3 建築物の概要

- (1) 主要用途
- (2) 工事種別
- (3) 延べ面積

- イ. 申請部分の面積
- ロ. 申請以外の部分の面積
- ハ. 合計の面積

- (4) 申請棟数
- (5) 建築物の構造
- (6) 建築物の階数

地上階数  
地下階数

(7) 住宅火災警報器等の設置の有無

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | 株式会社 香川県建築住宅センター<br>〒760-0018 高松市松島町一丁目13番14号 九十九ビル2階<br>TEL(087-832-5270)・(FAX 087-832-5271)<br>担当者氏名 ( ) |
|-----|--|

## 建築基準法第93条第5項の規定による通知書

第 号  
平成 年 月 日

保健所長（高松市の場合）  
保健福祉事務所長（高松市を除く）

様

指定確認検査機関  
株式会社香川県建築住宅センター  
代表取締役 印

建築基準法第6条の2第1項の規定により、下記建築計画の確認申請を引き受けたので、建築基準法第93条第5項の規定に基づき通知します。

### 記

1. 建築主氏名

2. 建築場所

3. 建築物の概要

(1) 建築物の用途 ( 戸建て住宅 併用住宅 )

(2) 建築物の延床面積 (  m<sup>2</sup> )

(3) 浄化槽の構造形式の種類 (  )

(4) その他

4. 引受年月日

## 計 画 変 更 確 認 引 受 証

第 号  
平成 年 月 日

建 築 主

様

指定確認検査機関  
株式会社香川県建築住宅センター  
代表取締役 印

平成 年 月 日付けであった申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。引き受けにあたっては、株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規程及び同確認検査業務約款を遵守します。

### 記

- 1 引き受けた業務 建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更確認
- 2 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所
  - (1) 名 称
  - (2) 建 築 場 所
- 3 手数料額（消費税を含む） 金 額
- 4 業務期日 平成 年 月 日
- 5 特記事項

## 工事監理者（変更・選定）報告書

平成 年 月 日

株式会社 香川県建築住宅センター 様

下記のとおり、工事監理者を（変更・選定）したので報告します。

|                 | 建築主        | 住 所      | 印 |
|-----------------|------------|----------|---|
|                 | 氏 名        |          |   |
| 【1. 確認済証番号】     | 第          | 号        |   |
| 【2. 確認済証交付日】    | 平成         | 年 月 日    |   |
| 【3. 建築場所】       |            |          |   |
| 【4. 主要用途】       |            |          |   |
| 【5. （変更・選任）年月日】 | 平成         | 年 月 日    |   |
| 【6. 新工事監理者】     |            |          |   |
|                 | ( ) 建築士    | ( ) 登録   | 号 |
| 【イ. 資格】         |            |          |   |
| 【ロ. 氏名】         | ( ) 建築士事務所 | ( ) 知事登録 | 号 |
| 【ハ. 建築士事務所名】    |            |          |   |
| 【ニ. 郵便番号】       |            |          |   |
| 【ホ. 所在地】        |            |          |   |
| 【ヘ. 電話番号】       |            |          |   |
| 【7. 旧工事監理者】     |            |          |   |
|                 | ( ) 建築士    | ( ) 登録   | 号 |
| 【イ. 資格】         |            |          |   |
| 【ロ. 氏名】         | ( ) 建築士事務所 | ( ) 知事登録 | 号 |
| 【ハ. 建築士事務所名】    |            |          |   |
| 【ニ. 郵便番号】       |            |          |   |
| 【ホ. 所在地】        |            |          |   |
| 【ヘ. 電話番号】       |            |          |   |

注意：氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 工事施工者（変更・選定）報告書

平成 年 月 日

株式会社 香川県建築住宅センター 様

下記のとおり、工事施工者を（変更・選定）したので報告します。

|                 |         | 建築主 住 所 | 印 |
|-----------------|---------|---------|---|
|                 |         | 氏 名     |   |
| 【1. 確認済証番号】     | 第       | 号       |   |
| 【2. 確認済証交付日】    | 平成      | 年 月 日   |   |
| 【3. 建築場所】       |         |         |   |
| 【4. 主要用途】       |         |         |   |
| 【5. （変更・選定）年月日】 | 平成      | 年 月 日   |   |
| 【6. 新工事施工者】     |         |         |   |
| 【イ. 氏名】         |         |         |   |
| 【ロ. 営業所名】       | 建設業の許可（ | ）登録     | 号 |
| 【ニ. 郵便番号】       |         |         |   |
| 【ホ. 所在地】        |         |         |   |
| 【ヘ. 電話番号】       |         |         |   |
| 【7. 旧工事施工者】     |         |         |   |
| 【イ. 氏名】         |         |         |   |
| 【ロ. 営業所名】       | 建設業の許可（ | ）登録     | 号 |
| 【ニ. 郵便番号】       |         |         |   |
| 【ホ. 所在地】        |         |         |   |
| 【ヘ. 電話番号】       |         |         |   |

注意：氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

## 申請取下げ届出書

下記の申請について、取り下げたいので届け出ます。

申請に係る手数料については、株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務約款に基づき、返還請求は、一切しません。

株式会社香川県建築住宅センター 様

平成 年 月 日

申請者氏名 印

### 記

1. 申請書提出年月日 平成 年 月 日

2. 申請した業務及び引受証番号（該当する項目に「レ」印をしてください。）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認 引受証番号 第 号

建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査 引受証番号 第 号

建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査 引受証番号 第 号

3. 申請した業務の対象建築物の名称及び建築場所

(1) 名 称

(2) 建築場所

4. 取下げ理由

### (注意)

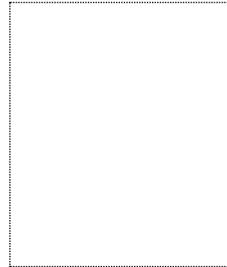
- ① 建築確認申請書に氏名を自署し押印を省略された申請者は、本届においても申請者氏名を必ず自署してください。この場合、押印を省略することができます。
- ② 建築確認申請書の申請者氏名に押印された申請者は、本届においても申請者氏名に必ず建築確認申請書に押印された同じ印を押印してください。

（縦53mm×横84mm）

確認検査員証

建築基準法第77条の24の規定に基づく  
下記の者は、当法人の確認検査員であることを証明する。

氏 名  
生年月日 年 月 日 生  
番 号  
発行日



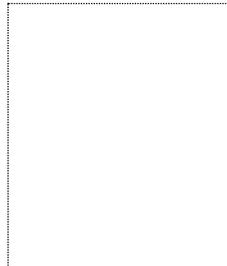
株式会社香川県建築住宅センター 印  
高松市松島町1丁目13番14号  
TEL 087-832-5270

（縦53mm×横84mm）

確認検査補助員証

下記の者は、当法人の確認検査補助員であることを証明する。

氏 名  
生年月日 年 月 日 生  
番 号  
発行日



株式会社香川県建築住宅センター 印  
高松市松島町1丁目13番14号  
TEL 087-832-5270

別記第10号様式(第45条の2第1項関係)

## 再交付（・確認済証 ・中間検査合格証 ・検査済証）申請書

平成 年 月 日

株式会社 香川県建築住宅センター 様

株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規定第45条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり、（・確認済証 ・中間検査合格証 ・検査済証）の交付を申請いたします。この申請書に記載の事項は事実と相違ありません。

申請者 住 所  
氏 名 印

記

---

【1. 確認済証等の申請者氏名】

---

【2. 確認済証等の番号】 第 号

---

【3. 確認済証等の交付日】 平成 年 月 日

---

【4. 建築場所】

---

【5. 主要用途】

---

【6. 再交付の理由】

---

注意：氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

再交付の理由は、紛失、毀損等で再交付を必要とする理由を具体的に記入してください。

再交付（・確認済証 ・中間検査合格証 ・検査済証）申請書

平成 年 月 日

株式会社 香川県建築住宅センター 様

株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規定第45条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり、（・確認済証 ・中間検査合格証 ・検査済証）の交付を申請いたします。この申請書に記載の事項は事実と相違ありません。

申請者 住 所  
氏 名 印

記

---

【1. 確認済証等の申請者氏名】

---

【2. 確認済証等の番号】 第 号

---

【3. 確認済証等の交付日】 平成 年 月 日

---

【4. 建築場所】

---

【5. 主要用途】

---

【6. 記載の変更を求める事項】

---

【7. 記載の変更を求める事項の  
是正に要する添付資料】

- 交付の検査済証等（・確認済証・中間検査合格証・検査済証）の写し
- 建築基準法施行規則第1条の3の規定による建築計画概要書（第一面、第二面）
- 【6. 記載の変更を求める事項】の錯誤等を証することが確認できる資料
- その他 当機関が必要と認め添付を求める資料

---

注意：氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

記載の変更を求める事項は、すでに交付された確認済証等の建築基準関係規定に影響を及ぼす場合は、再交付申請はできませんのでご注意ください。

別記第11号様式(第45条の2第3項関係)

(建築基準法第○条の第○項の規定による)  
(・確認済証 ・中間検査合格証 ・検査済証)

平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

指定確認検査機関  
株式会社香川県建築住宅センター  
代表取締役 (氏名) 印

再交付申請のあった

( 建築基準法第6条の2第1項の確認済証の様式(第15号様式)  
建築基準法第7条の4第3項の中間検査合格証の様式(第15号様式) を記載する。  
建築基準法第7条の2第5項の検査済証の様式(第24号様式) )

欄外注釈

- 株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規定第45条の2第1項の申請に基づき同条第3項の規定により再交付したものに相違ありません。
- 株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規定第45条の2第2項の申請の記載等の変更申請に基づき、に同条第3項の規定により再交付したものに相違ありません。